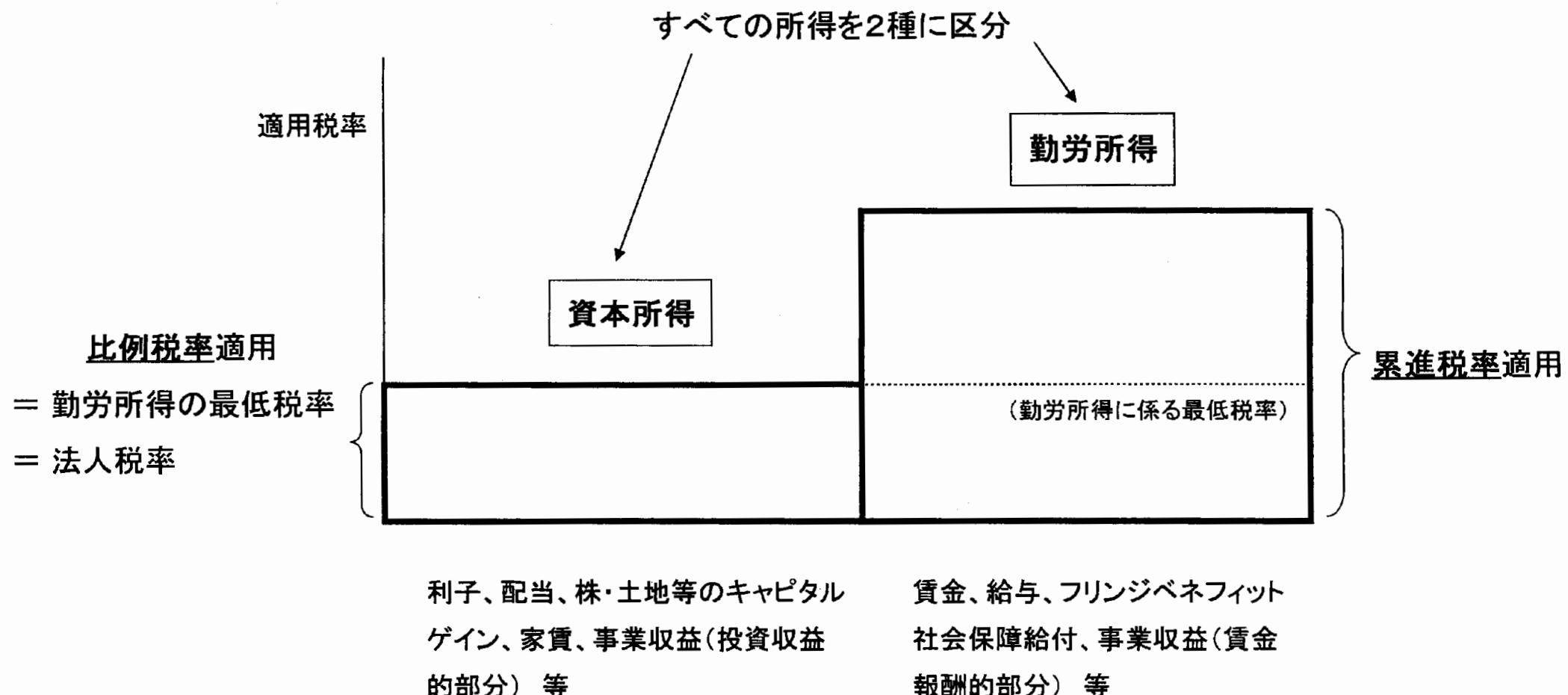


4. 金融所得課税の一体化を巡るこれまでの議論

「二元的所得税」の考え方

— S. Cnossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 —

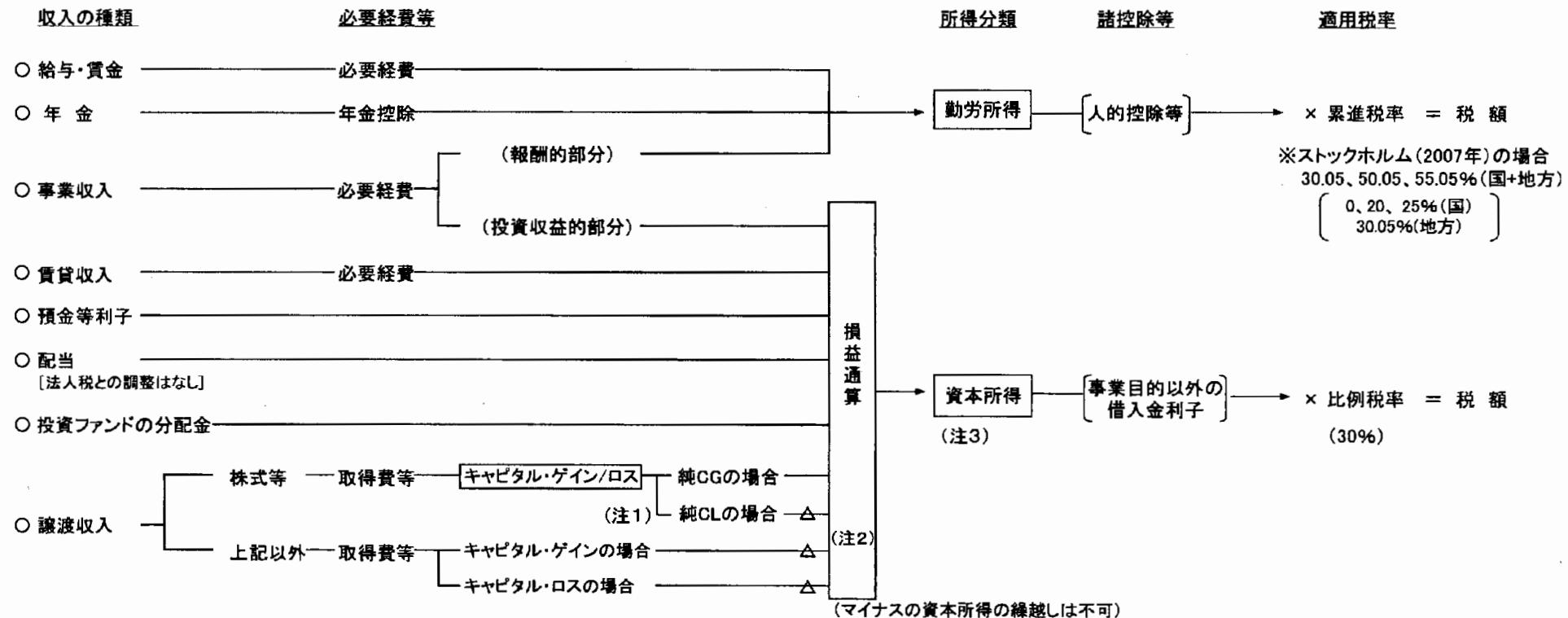
- ・「資本所得」と「勤労所得」を「分離」して課税
- ・「勤労所得」は「累進税率」で課税
- ・「資本所得」は「合算して比例税率」で課税
- ・資本所得の税率は「勤労所得の最低税率と法人税率と等しく」設定



スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

(2007年1月現在)



(注1) 株式等による謙渡損失は、その全額を株式等による謙渡益と通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 謙渡損益の通算が認められる範囲は、謙渡資産の区分に応じて異なる。

(注3) 資本所得内の損益通算後、なお資本所得が負となる場合、SEK10万(約150万円)まではその30%、SEK10万超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

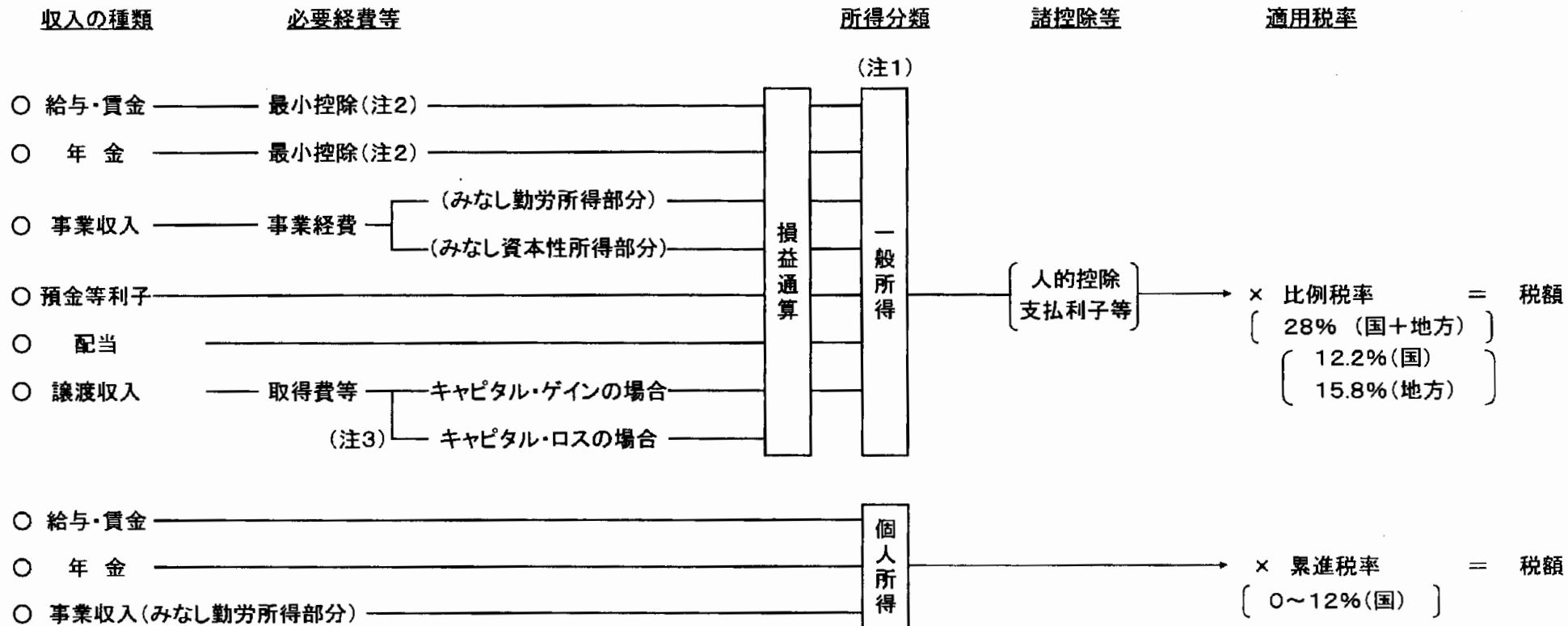
(出典) IBFD "European Taxation Database 2007"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=16円(裁定外国為替相場:平成18年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2007年1月現在)



(注1) ノルウェーにおいては、資本所得を含むすべての所得に諸控除等を適用して算出した一般所得に対し、比例税率(28%)が適用される。

また、一定額(NOK 94,000(約709万円))超の個人所得(勤労所得)に対し、別途所得付加税(国税)(9.0%、12.0%の累進税率)が課される。

(注2) 給与・賃金についてはその34%(上限:NOK 61,100(約110万円))、年金についてはその24%(上限:NOK 51,100(約92万円))を関連支出として概算控除できる(実額控除も選択可)。

(注3) 購買損失については、その他の損失と同様に一般所得内で損益通算が可能。

(注4) NOK 100,000(約180万円)を超える市場価格のあるすべての不動産、動産及び債券に対し、別途富裕税(国税は0.2%、0.4%の累進税率、地方税は0.7%の比例税率)が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database"。

(備考) 邦貨換算レート: 1ノルウェー・クローネ(NOK) = 18円(裁定外国為替相場:平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

主要国の配当所得に対する課税制度の概要

未定稿

(2007年7月現在)

	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告不要と総合課税の選択</p> <p>(申告不要)20% (所得税 15%+個人住民税 5%)</p> <p>[2009年(平成21年)3月まで] 10% (所得税 7%+個人住民税 3%)</p> <p>(総合課税)5~50%</p>	<p>総合課税 5、15%^(注2) (軽減税率)</p> <p>+ 州・地方政府税^(注3)</p> <p>ニューヨーク市の場合 州税: 4~6.85% 市税: 2.55~3.2%</p>	<p>総合課税 10、32.5%^(注4) (軽減税率)</p>	<p>総合課税 15~47.475%</p> <p>所得税: 15~45% 連帯付加税: 税額の 5.5%^(注6)</p> <p>【2009年以降】</p> <p>源泉分離課税 26.375%</p> <p>所得税: 25% 連帯付加税: 税額の 5.5%^(注6)</p>	<p>総合課税 16.5~51%</p> <p>所得税: 5.5~40% 社会保障関連諸税: 11%</p> <p>【2008年以降(案)】</p> <p>総合課税と源泉分離課税との選択 (総合課税) 16.5~51%</p> <p>所得税: 5.5~40% 社会保障関連諸税: 11%</p> <p>(源泉分離課税) 27% 所得税: 16% 社会保障関連諸税: 11%</p>
法人税との調整	配当所得税額控除方式	調整措置なし	部分的 インピュテーション方式 ^(注5)	配当所得一部控除方式 (受取配当の 50%を株主の 課税所得に算入) 【2009年以降】 調整措置なし	配当所得一部控除方式 (受取配当の 60%を株主の 課税所得に算入) 【2008年以降(案)】 総合課税選択の場合に限り、配当所得一部控除方式が認められる。

(注1) 日本は、上場株式等の配当(大口以外)についてのものである。なお、上場株式等の配当(大口)や非上場株式の配当については、20%の源泉徴収の上、総合課税(配当控除)とされる(一定の少額配当については、申告不要の選択も可能。住民税は源泉徴収せずに総合課税)。

(注2) 2010年までの時限措置(ただし、2008年から2010年までは0、15%)。2011年からは、通常の総合課税(15~39.6%: 2000年時点の通常所得に係る税率プラケット)。

(注3) 連邦税については、給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、31,850ドル(約379万円)以下のプラケットに対応する部分には5%、31,850ドル超のプラケットに対応する部分には15%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、州・地方政府税については税率等は各々異なる。

(注4) 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得のうち、34,600ポンド(約810万円)以下のプラケットに対応する部分には10%、34,600ポンド超のプラケットに対応する部分には32.5%の税率が適用される。

(注5) イギリスの部分的インピュテーション方式は、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。

(注6) ドイツの連帯付加税は、所得税額が972ユーロ以下の場合には課されない。また、所得税額が972ユーロ超1,340ユーロ以下の場合には、所得税額と972ユーロの差の20%が連帯付加税として課される。なお、所得税額が1,340ユーロ超の場合には、所得税額全額の5.5%が連帯付加税として課される。2007年7月に成立した2008年法人税改革法を受け、2009年以降は、配当所得税額に対し、一律5.5%の税率が課されることとなる。

(注7) フランスでは2007年9月に閣議決定された2008年予算法案を受け、2008年1月以降の配当所得に対し総合課税と源泉分離課税との選択となる見込み。なお、本法案は2007年10月現在、国会審議中である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外國為替相場及び裁定外國為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

主要国の株式譲渡益課税制度の概要

未定稿

(2007年7月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告分離課税 と 申告不要の選択</p> <p>20% (所得税 15% + 個人住民税 5%)</p> <p>[2008年(平成20年)12月まで]</p> <p>10% (所得税 7% + 個人住民税 3%)</p> <p>※ 12ヶ月以下保有の場合、 10~35% + 州・地方政府税 (注2)</p>	<p>総合課税</p> <p>5%、15%^(注1) (軽減税率) + 州・地方政府税^(注2) 〔ニューヨーク市の場合 州 税: 4~6.85% 市税: 2.55~3.2%〕</p>	<p>総合課税</p> <p>10、20、40%^(注3) (一部軽減税率)</p>	<p>原則非課税</p> <p>※投機売買(12ヶ月以下保有)等 については総合課税^(注4)</p> <p>15~47.475% 〔所得税: 15~45% 連帯付加税: 税額の 5.5%^(注5)〕</p> <p>【2009年以降】</p> <p>源泉分離課税</p> <p>26.375% 〔所得税: 25% 連帯付加税: 税額の 5.5%^(注5)〕</p>	<p>申告分離課税</p> <p>27% 〔所得税: 16%^(注6) 社会保障関連諸税: 11%〕</p>
非課税限度等	—	—	<p>土地等の譲渡益と合わせて年間 9,200 ポンド(約 215 万円)が非課税</p>	<p>投機売買については、譲渡益の 1/2 が年間 512 ユーロ(約 8 万円)以下の場合は非課税 ※ 超えれば譲渡益の 1/2 全額が課税</p> <p>【2009年以降】</p> <p>非課税措置なし</p>	<p>譲渡額が年間 15,000 ユーロ(約 237 万円)以下の場合は非課税 ※ 超えれば譲渡益の全額が課税</p>

(注1)2010年までの時限措置(ただし、2008年から2010年までは0、15%)。2011年からは、5年超保有は10%、20%。

(注2)連邦税については、給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、31,850ドル(約379万円)以下のプラケットに対応する部分には5%、31,850ドル超のプラケットに対応する部分には15%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注3)キャピタル・ゲインの課税割合は、保有期間及び事業用・非事業用の別により、25~100%となる(ティバー・リリーフ)。ティバー・リリーフ適用後は、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、2,230ポンド(約52万円)以下のプラケットに対応する部分には10%、2,230ポンド超34,600ポンド(約810万円)以下のプラケットに対応する部分には20%、34,600ポンド超のプラケットに対応する部分には40%の税率が適用される。

(注4)ドイツの投機売買等の場合における課税標準は、譲渡益の1/2である。

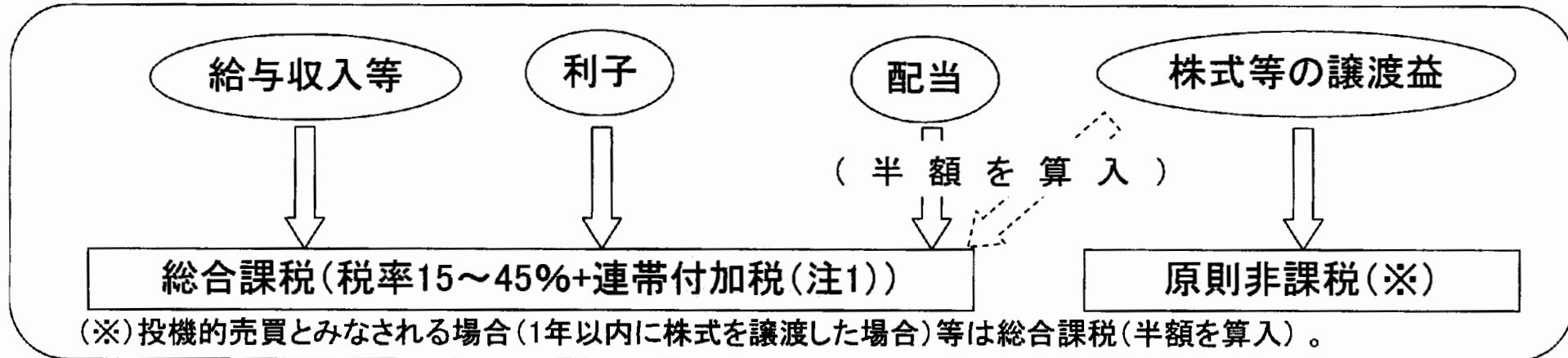
(注5)ドイツの連帯付加税は、所得税額が972ユーロ以下の場合には課されない。また、所得税額が972ユーロ超1,340ユーロ以下の場合には、所得税額と972ユーロの差の20%が連帯付加税として課される。なお、所得税額が1,340ユーロ超の場合には、所得税額全額の5.5%が連帯付加税として課される。2007年7月に成立した2008年法人税改革法を受け、2009年以降は、源泉税額に対し、一律5.5%の税率が課される。

(注6)個人が、株式を2006年から8年超保有した場合は所得税が非課税となり、税率は11%となる。

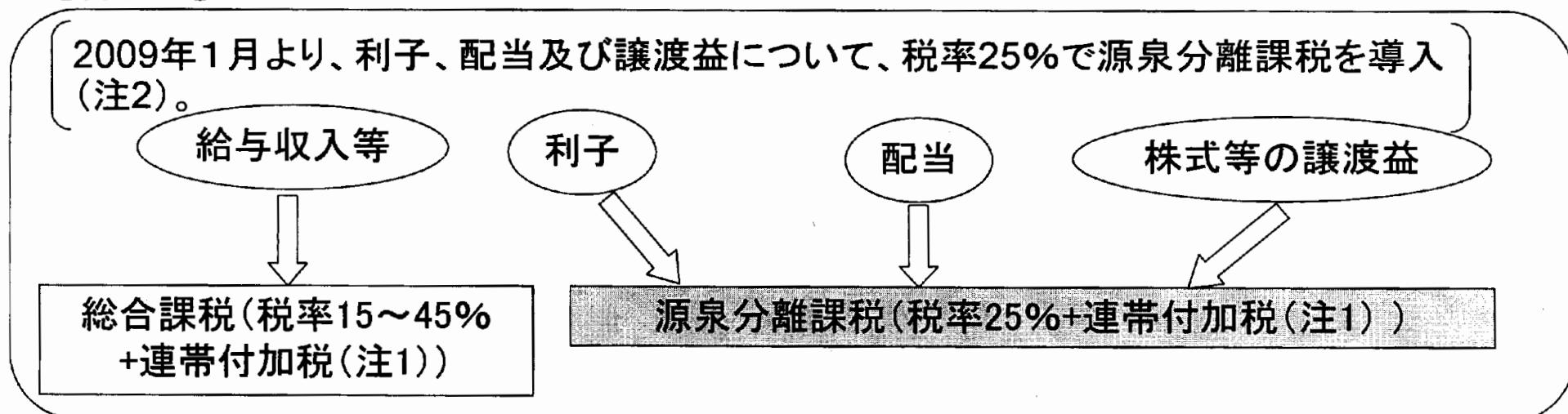
(備考)邦貨換算レートは、1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

ドイツにおける金融所得に対する源泉分離課税の導入

【現行】



【新制度】



(注1)連帯付加税は、所得税額に対して税率5.5%で課される連邦税。

(注2)当該提案を含む法案は2007年7月に連邦参議院にて可決、成立。

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要 (政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・家計金融資産に占める株式や株式投資信託の割合が低い
- 「貯蓄から投資へ」の政策的要請
- } 家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・金融商品間の課税の中立性
- ・簡素で分かりやすい税制
- ・一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的な内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

- ① 大口以外の上場株式の配当、公募株投の収益分配金(現行:原則総合課税)
- ② 公社債、公社債投信の譲渡益(現行:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)
- ③ 外貨預金の為替差益(現行:総合課税(雑所得))
- ④ 金融所得類似の保険収益(現行:総合課税(一時所得/雑所得))

II 損益通算の範囲の拡大

- 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応えて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適當
- ただし、過去の含み益を譲渡時（実現時）にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意

① 株式譲渡損益と公社債譲渡損益

（ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適當。）

② 上場株式の配当と譲渡損失、公募株投の収益分配金と譲渡損失

（ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適當。）

③ 株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、税収への影響が大きくなることにも留意が必要。

「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

納税環境の整備

- 損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。
- 番号制度は、損益通算の適用を受けようとする者が番号を利用するという選択制とすることが考えられる。

平成 19 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 18 年 12 月
政府税制調査会〕

3. 国民生活に関する税制

（1）金融所得課税

① 金融所得課税の一体化

少子・高齢化の進展を背景として貯蓄率が低下する中、個人の金融資産の効率的な活用が、今後の経済活性化のための鍵となる。このため、近年、「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、簡素でわかりやすい税制となるよう、分離課税制度を基本として、金融所得課税の一体化に向けた様々な措置が講じられてきた。株式等の配当や譲渡益は、このような考え方から原則 20% の税率による実質分離課税とされている。

今後とも、金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めていくべきである。

② 上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率

上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率（10%）は、平成 15 年度税制改正において、当時の株式市場の低迷や金融機関の不良債権問題に対応するため、5 年間の時限措置として導入されたものである。

現在の経済状況は、株式市場が活性化し、不良債権問題も正常化するなど、優遇措置導入当時と比べて大幅に改善している。また、金融技術の発達により金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することが可能となっている中で、課税の中立性確保のため、金融所得間の課税方式の均衡化が要請されている。さらに、株式等の保有状況を考慮しつつ、公平性の観点にも留意する必要がある。

これらを踏まえ、平成 19 年（度）末に期限切れとなる上場株式等の配当や譲渡益の優遇措置については、金融所得課税の一体化の方向に沿って、期限到来とともに廃止し、簡素でわかりやすい制度とすべきである。

なお、上場株式等の配当や譲渡益に係る時限的な優遇措置の見直しによって金融所得間の税率を揃えるとともに、今後、金融所得課税の一体化を進めていくにあたって、次の点に留意すべきである。

第一に、「貯蓄から投資へ」の流れを確かなものとするべく、資金の流れに引き続き十分注意を払い続ける必要がある。また、この優遇措置の廃止が株式市場の無用の変動要因とならないよう工夫する必要がある。

第二に、個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るため、金融所得の損益通算の範囲を本格的に拡大していくべきである。その具体的な範囲や仕組みについて、今後、早急に検討を進める。

第三に、配当所得については、事業参加性のある所得としての性格も有することから、総合課税を選択した場合には法人税との調整措置が適用されているが、今後、法人段階と個人段階での課税の調整の在り方についてさらに議論を進めていく。

(2) 円滑・適正な納税のための環境整備

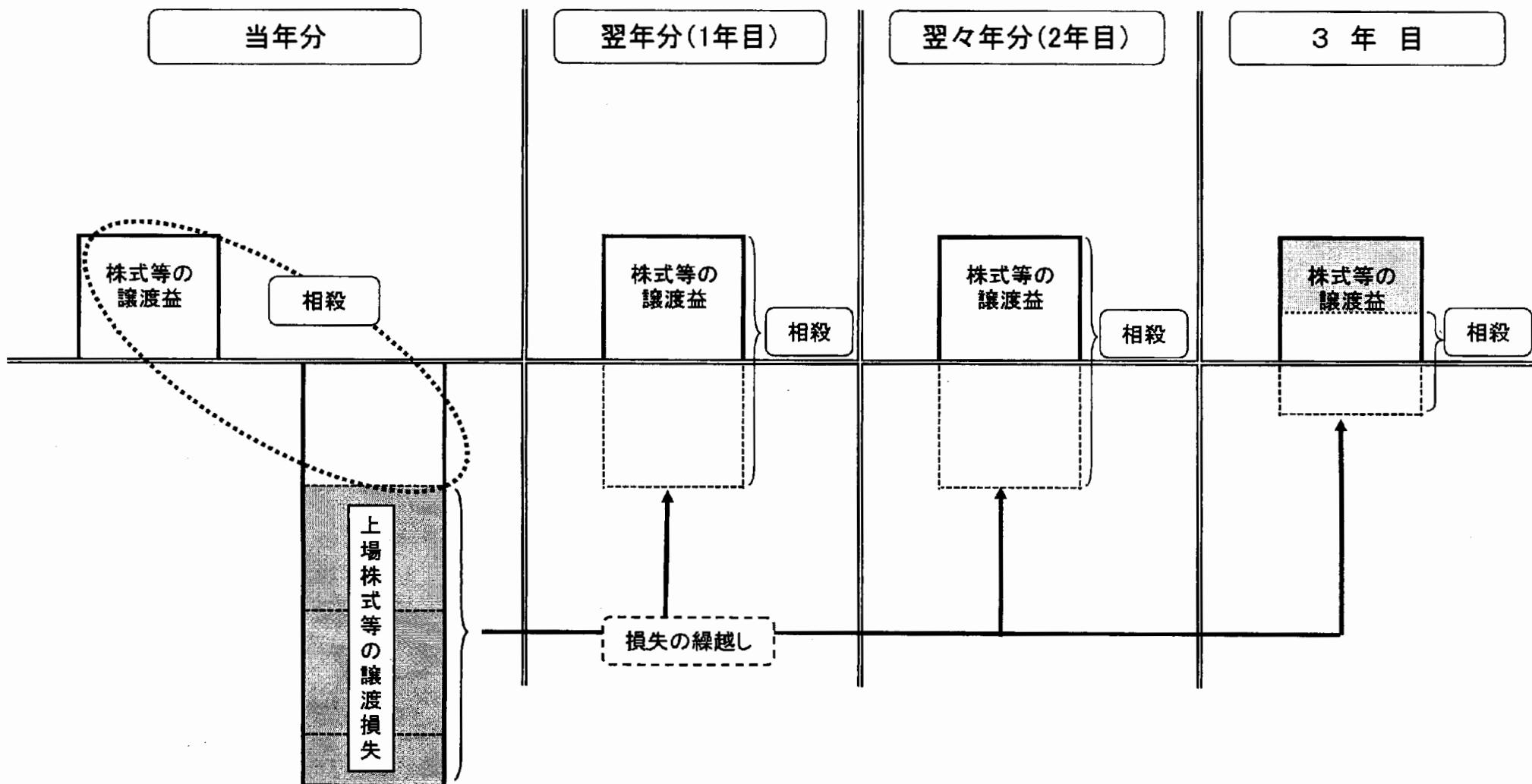
税制に対する国民の信頼を確保するためには、制度の公平・公正性、中立性、簡素性、さらには予測可能性が重要である。税務執行面についても、納税者の利便性の向上、負担の軽減の観点から、その在り方を適時見直し、改善すべきである。同時に、脱税や租税回避を防止するため、必要に応じ、適切な資料の提出を求めるなど適正な納税を確保するための措置を講ずる必要がある。

前述の金融所得課税の一体化にあたっては、源泉徴収制度、資料情報制度、金融番号制度等、適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備について議論を深めるとともに、すでに多数の投資家が利用している特定口座を活用した損益通算の在り方についても検討すべきである。

5. 損益通算

上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度

〔平成15年1月1日以後の上場株式等の譲渡による損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額〕
については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可



主な個人向け金融商品の損益通算

損益通算 の対象	<配当所得> ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託 の収益分配金	<株式等譲渡所得> ・上場株式の譲渡益 ・公募株式投資信託 の譲渡益	<利子所得> ・預貯金の利子 ・公社債の利子 ・公社債投資信託の 収益分配金	<非課税> ・公社債の譲渡益 ・公社債投資信託の 譲渡益
損失	-	○	×	—
・株式の譲渡損 ・公募株式投資信託 の譲渡損・解約損	×	○	×	—
・公社債の譲渡損 ・公社債投資信託の 譲渡損・解約損	損失はないものとみなす			